

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

収用によりもらった補償金の取扱い

Q: 当社はこの度、土地収用法の適用によって、会社の土地が国に収用される事になり、補償金をもらいました。この補償金には法人税が課税されるのでしょうか。

A: 会社の有する資産（棚卸資産を除く）が①土地収用法等により収用され②対価として補償金を取得し③その補償金で代替資産を取得した場合には、一定の方法で計算した圧縮限度額までの金額を損金に計上する事ができます。この経理処理方法を圧縮記帳といいます。もらった補償金は収入に計上しますが、そのうち圧縮記帳によって損金計上する金額部分は、その事業年度では法人税が課税されない事になります。

圧縮記帳の対象となる補償金は、収用等による譲渡の目的となった資産の対価である対価補償金に限ります。①事業の損失を補てんするための収益補償金②休業中に発生する経費を補てんするための経費補償金③資産の移転の費用を補てんするための移転補償金などは、原則として圧縮記帳の対象とならず、法人税が課税される事になります。

補償金の区分は、原則として資産を買い取る公共事業の施行者が発行する収用証明書で確認できます。この収用証明書は、法人税の確定申告書に添付する必要があります。

なお、一定の要件を満たす場合には、上記の圧縮記帳に代えて、収用による譲渡益から5千万円の所得控除をする事ができます。法人は、圧縮記帳と5千万円の所得控除を選択して適用する事ができます。

